

地域生活支援拠点の整備について

平成 29 年度に実施した障害者団体及び障害者施設との意見交換、『渋谷区障害福祉推進計画』の検討内容を踏まえ、下記のとおり地域生活支援拠点の整備を進める。

記

1 整備方針

区では、これまで主に知的障害者のための入所・通所施設を整備し、今後も整備計画があるものの、重症心身障害者(児)や医療的ケアを要する身体障害者(児)のための施設は未整備であることから、『渋谷区障害福祉推進計画』では「通所施設の充実」を重点項目に掲げている。そこで、地域生活支援拠点では、これら対象者のための生活介護や児童発達支援等の通所施設を中心に、障害区分を限定しない短期入所施設や相談支援施設、地域交流のための施設等も加え、総合的な施設として整備を進めていく。

2 施設概要

渋谷区神宮前 3 丁目 18 番 33 号 地上 4 階地下 2 階 延床面積 4,033 ㎡ (予定)

3 事業内容 (案)

サービス	主な利用対象	利用年齢	定員
生活介護	重症心身障害者 身体障害者 [医療的ケア対象]	18 歳以上	20 人
短期入所 (緊急一時を含む)	障害者 (児)	小学生以上	3 人
児童発達支援	重症心身障害児	1 歳～就学前	10 人
放課後等デイサービス	身体障害児 [医療的ケア対象]	6～18 歳	
機能訓練	身体障害者 [高次脳機能障害を含む]	18 歳以上	10 人
相談支援	障害者 (児)、保護者	—	—
その他 (会議室、カフェ等)	障害者団体、町会等	—	—

4 スケジュール (案)

時期	内容
2018 年度 (H30)	基本計画の策定事業者を公募選定、運営事業者の募集説明会を開催
2019 年度 (H31)	運営事業者・設計事業者を公募選定
2020 年度～	解体工事、建設工事 (着工・竣工時期は未定)
2023 年度	開所 (予定)

5 検討の進め方

上記施設を「地域生活支援拠点」と単体で捉えるのではなく、隣接するはあとびあ原宿や、既存の障害者施設、今後数年で整備する「基幹相談支援センター」「幡ヶ谷二丁目障害者施設」「恵比寿西二丁目複合施設」、さらに将来的な整備計画も含めて、これら全体を「地域生活支援ネットワーク」と位置づけ、障害者団体や障害者施設との意見交換を継続しながら、自立支援協議会及び専門部会を中心に、渋谷区に必要な施設・サービスを一体的に検討していく。